

平成 30 年度税制改正 16

(特例事業承継税制について)

事業承継基本方針書の作成

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

現状分析、方向性の決定、長期経営計画の策定をした上で事業承継計画を策定します。

1 売上高・経常利益・借入金残高・必要資金・企業防衛資金

現状分析に基づき方向性を決定し、長期経営計画を策定したうえで、策定した財務・損益計画を基に作成します。ここでは、現経営者と後継者及び経営幹部がコミュニケーションをとり将来成功できると考えられる分野に経営資源を集中する方針決定が重要です。

2 資本政策等

株主が分散している場合にはそのままとするのか、オーナーが買い取るのか、金庫株とするのか、関連会社買い取るのかを、それぞれのメリット・デメリットや買取資金の現状などを考慮し検討します。また次代の収益源への投資のための資本調達に関しても検討します。

3 特例事業承継税制以外のさまざまな自社株承継手法を検討

自社株を承継する方法として一番優れているのは、暦年課税の適用を受けることです。しかし、自社株式の評価額が高ければ、通常は非常に低い効果しか見込めません。そこで、特例事業承継税制の適用となるのですが、その前にその他の手法を適用できないか検討することが重要です。

- ① 本業の資金繰りに悪影響のない範囲での可能な限りの評価引き下げ手法の検討
- ② グループ内事業再編による評価引き下げの検討
- ③ その他会社の現状に応じたさまざまな検討

4 現経営者

現経営者は代表権返上・株式贈与・取締役退任の時期を決断しなければなりません。これに沿って後継者への職務権限の委譲時期を決めます。もちろん実際に行っていく過程で調整が必要になります。相続人が複数で、自社株式の評価額が全財産に占める割合が高い場合には、自社株式の贈与が完了した場合であっても、先代経営者の死亡後に遺留分の減殺請求が問題となることも考えられます。この場合、事前に経営承継円滑化法による民法特例の適用についても検討が必要です。もちろんリタイア後の余裕資金の確保や余生のプランもしっかり検討しておく必要があります。

5 後継者

後継者は会社でもの現場を含む必要な経験を経て経営者として十分な実力をつけるための計画を立てます。後継者塾や経営革新塾などへの参加を含め経営者としての能力向上計画をまとめます。